

ランダム係数値の通り数変更について

令和2年1月31日
水道管理課出納管財係

登米市水道事業所では、建設工事等の入札において設定する予定価格及び最低制限価格（低入札価格制度を適用する場合は、調査基準価格という。以下同じ。）を無作為に生成した係数（ランダム係数）を用いて算出しています。

今回、ランダム係数の設定を下記のとおり変更します。

記

I 対象工事等

登米市水道事業所が発注する「建設工事」及び「建設関連業務」のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付する案件（ランダム係数を用いて最低制限価格を算出する全案件）

II 変更点

	現 行	変 更 後
ランダム係数 値の通り数	・ 建設工事 37 通り	・ 建設工事 40 通り
	・ 建設関連業務 19 通り	・ 建設関連業務 20 通り

III 適用時期

令和2年2月1日以降に公告、指名通知する案件から適用